

4 担当する訪問介護員の変更をご希望される場合の相談窓口について

契約者のご事情により、担当する訪問介護員等の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	相談担当者氏名	神宮 由香
	連絡先電話番号	0977-75-8816
	F A X 番号	0977-76-5889
	受付日及び受付時間	24時間連絡可能

※担当する訪問介護員等の変更に関して、契約者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

5 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護予防・日常生活支援総合事業サービス計画に記載された内容を確認させていただきます。住所などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。
- (2) 契約者に係る地域包括支援センターや居宅介護支援事業者等が作成する「介護予防・日常生活支援総合事業サービス計画（ケアプラン）」に基づき、契約者及び、家族の意向を踏まえて、介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護計画」は、契約者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (3) サービス提供は「介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護計画」は契約者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (4) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行います。
実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

6 虐待防止について

事業者は、契約者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	神宮 由香
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。